

令和8年度 前期 授業料免除等申請要項

授業料免除を希望する者は、この申請要項で必要書類を確認の上、郵送で提出してください。なお、配達状況を追跡できる方法（レターパック、簡易書留等）で送付してください。

■ 申請受付日程

受付期間	4月7日（火）～14日（火）必着
提出先	〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1-1 福岡教育大学学生支援課 入学料・授業料免除等担当

※原則、郵送で申請してください。持参する場合は、受付期間中の9:00～12:30、13:15～16:30に学生支援課窓口に提出してください。（土日・祝日、入構禁止日を除く）

■ 注意事項

- ・家計基準、学力基準に基づいて選考しますので、申請しても免除になるとは限りません。不許可の場合に備え、授業料納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除の申請者は、選考の結果発表まで授業料の徴収が猶予されます。（※指定の口座から授業料の引落はされません。）
申請後、結果発表前に授業料を納入した場合は、払戻しはできません。
- ・申請を取り下げの場合は、学生支援課の窓口申し出てください。
- ・提出した書類に虚偽の事実があった場合は、選考の対象から除外します。許可後に虚偽の事実が発覚した場合は、許可を取り消すことがあります。
- ・授業料免除申請後、結果発表がある前に休学・退学する場合は、速やかに学生支援課に申し出てください。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・申請のため提出された各書類の個人情報は、授業料免除等業務（統計資料を含む）以外の目的には使用いたしません。

問い合わせ先 福岡教育大学 学生支援課 入学料・授業料免除等担当
TEL : 0940-35-1250
8:30～12:30, 13:15～17:00（土日・祝日を除く）

1. 授業料免除の申請資格

(基準日：令和8年4月1日)

授業料免除は、以下の者の内、(1)、(2)いずれかの特別な事由に該当する場合に申請することができます。

- ・大学院生（長期履修生含む）
- ・専攻科生
- ・私費外国人留学生
- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、2年以上経過して本学に入学した者

例：2025年4月に本学に入学した者－2022年3月（またはそれ以前）に高等学校等を卒業した者

2026年4月に本学に入学した者－2023年3月（またはそれ以前）に高等学校を卒業した者

※高等学校卒業程度認定試験合格者、本学に入学する以前に他の大学等に在学していた者は個別に申し出ること。

- ・その他、学力成績に係る基準、家計に係る基準以外の理由で修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）に採用されないことが見込まれる者

特別な事由

- (1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- (2) 授業料の各期ごとの納期前6ヵ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる場合。
- (3) (2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2. 授業料免除の必要書類

「必要書類確認表【一般申請者・独立生計者】」、又は**「必要書類確認表【私費外国人留学生申請者】」**を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。

審査のための内容確認、補足として追加資料の提出が必要な場合には、学生支援課から連絡をすることがあります。説明を求められた際に回答できるよう、申請者は申請内容を熟知しておいてください。電話、メール、又は郵送で行いますので、速やかに対応してください。

3. 授業料免除の選考

家計基準・学力基準に基づき、選考の上、免除者を決定します。

4. 授業料免除の結果通知

選考結果は、**7月上旬**に通知予定です。

5. 授業料免除における免除額

免除の額は、原則として授業料の全額又は半額となります。授業料免除は限られた予算内で実施しており、申請をしても免除になるとは限りませんので、不許可又は半額免除の場合に備えて納入の準備をしておいてください。

6. 不許可又は半額免除となった場合の授業料の納入

免除申請者については、選考の結果発表があるまでの間は授業料の徴収が猶予されま
す（指定の口座から授業料の引落はされませんが、免除が不許可又は半額免除とな
った場合には、速やかに授業料を納入する必要があります。

結果発表の際、授業料の納入方法（口座引落日等）を案内しますので、必ず確認し、
期日までに授業料（全額又は半額）を納入してください。納入期限は、**7月下旬**の予定
です。授業料を納入しない場合は除籍の対象となります。

7. 授業料徴収猶予の申請

必要書類・申請受付日等は、授業料免除と同様です。申請を希望する場合は、事前
に学生支援課に申し出てください。